

○福島地方水道用水供給企業団請負工事 検査規程

〔平成 15 年 3 月 13 日
管理規程第 12 号〕

改正 平成 24 年 4 月 1 日管理規程第 3 号

福島地方水道用水供給企業団請負工事検査規程（平成 2 年管理規程第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、請負工事（以下「工事」という。）の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（検査員の指名）

第 2 条 検査員は、事務局長が指名する。ただし、工事金額が 500 万円未満の工事については、総務課長が指名する。

（検査員の責務）

第 3 条 検査員は、別に定めがあるもののほか、この規程に基づき、検査に関する事務を適正に執行しなければならない。

（検査の種類）

第 4 条 福島地方水道用水供給企業団会計規程（平成 15 年管理規程第 8 号。以下「会計規程」という。）第 128 条第 2 項の規定により検査員が行う検査は、完成検査、出来高検査、中間検査、随時検査及び部分検査とする。

2 完成検査は、工事が完了し、工事受注者（以下「受注者」という。）から工事完成届（様式第 1 号）の提出があったときに行うものとする。

3 出来高検査は、部分払についての約定をした工事に関し、工事出来高完成届（様式第 2 号）の提出があったとき、又は出来高部分の使用、契約の解除等のため出来形の確認が必要なときは、当該工事の完了前にその出来高部分について行うものとする。

4 中間検査は、工事の品質を確保するため必要がある場合に、行うものとする。

5 随時検査は、完成後検査し難い部分がある場合その他契約の適正な履行を確保するため必要がある場合は、工事の施行中途において随時行うものとする。

6 部分検査は、完成検査の以前に諸条件により部分使用しなければならない場合に、受注者の承諾を得て行うものとする。

（検査の立会い）

第5条 第2条の規定による命を受けた検査員は、検査を実施しようとするときは、会計規程第128条第1項の規定により指定された監督員に対して検査の実施に必要な書類、機器等を準備させ、監督員及び受注者の立会いを求めなければならない。

（検査の結果処理）

第6条 検査員は、検査の結果、手直し等是正を要する事項があると認めるときは、受注者に対し一定期間内に工事現場指示書(様式第3号)により補修、改造等必要な処置をするよう指示するとともに、手直し工事完了後に再検査を行わなければならない。

（検査の報告）

第7条 会計規程第128条第5項の規定による検査の報告は、完成検査においては工事完成報告書(様式第4号)により、出来高検査においては工事出来高検査報告書(様式第5号)より、中間検査においては工事中間検査報告書（様式第6号）により、随時検査においては工事随時検査報告書(様式第7号)により、部分検査においては工事部分検査報告書（様式第8号）により行うものとする。

（検査台帳）

第8条 検査員は、工事検査台帳(様式第9号)を備え付け、常に整備しておかなければならない。

（委託業務等の検査）

第9条 設計、測量及び調査の委託その他の請負に係る検査については、請負工事に準じて行うものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日管理規程第3号）抄

この規程は、平成24年4月1日から施行する。